

久留米市立城南中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめの行為は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な悪影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本基本方針は、学校・地域・家庭その他の関係機関の連携協力のもと、いじめの防止早期発見、早期対応のための対策を総合的、効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等の取組に関する基本的な考え

いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、いじめの防止等に当たっては、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの子どもにも起こりうる」という危機意識を持つとともに、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念を持ち対応に当たるものとする。さらに、生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

2 いじめの防止に向けた本校の組織体制について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(2) いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

ア「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に進めるため、「久留米市立城南中学校いじめ防止基本方針」を定める。

イ「校内いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行うために、校長、教頭、教務担当主幹教諭、生徒指導担当主幹教諭、専任補導教諭、生徒指導部教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、青少年育成課専任指導員等で構成する「校内いじめ問題対策委員会」を設置し、週に1回程度、定例開催する。

ウ 学校の取組状況の評価と検証

「校内いじめ問題対策委員会」において、基本方針に基づくいじめ問題への取組状況を

評価するとともに、いじめ問題への効果的な指導・対応が講じられているかどうかを検討し、結果を今後の指導改善に生かすようにする。

エ 関係機関との連携

いじめの中には、触法行為（犯罪行為）として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談する事案や直ちに警察通報が必要な事案も含まれる。そのため、定期的に久留米警察署等と連携していくこととする。

また、いじめ防止等のための指導・対応が関係者の連携の下に行われるよう、久留米市教育委員会からの指導、助言や関係機関との情報交換・連携、関係会議等への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い、連携に努める。

オ 適切な学校評価

学校評価については、「学校評価ガイドライン」を参考に、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見・早期対応の取組、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等の評価項目を作成し、アンケート調査等により行い、その結果を今後の指導に生かす。なお、いじめに対する指導、取組に関する評価は、「校内いじめ問題対策委員会」において行う。

3 いじめ未然防止のための具体的取組について

(1) いじめを生まない教育活動の推進

ア 人間関係スキル育成の取組

- ①生徒一人一人に目が行き届く様、細心の注意力をもって学級経営に努める。
- ②人間同士の関わりで必要なことや気持ちの持ち方等、友人関係について丁寧に指導していく。

イ 生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の推進

- ①相手の立場になって行動できるような豊かな人権感覚を育成する。
- ②善悪の判断力を身につけ、命の大切さを育む教育活動の充実。

ウ 基本的生活習慣や規範意識の育成

- ①時間を守ることや挨拶の大切さを学年・学級などで指導する。
- ②ネットに関する講演、薬物や暴力団排除の講演、交通安全教室等を実施。

エ いじめを見抜き、自治的に解決しようとする学級・学年集団づくりの推進

オ 生徒の自治活動の推進

- ①生徒会活動の執行部や専門委員会の自主的活動を常時活動として定着させる。

カ 生徒の連帯感や存在感を高める体験学習の推進

- ①体育祭や文化発表会など縦割りブロックで連帯感を高める。

(2) いじめの早期発見

ア いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めため、福岡県教育委員会発行の「いじめの早期発見・早期対応の手引」を活用する。

イ 「いじめに特化した無記名アンケート」（学期に1回程度）及び「学校生活アンケート」（月1回）を実施する。また、久留米市「いじめ問題対応強化月間」の取組を通じて、保護者に「家庭用チェックリスト」を配布し、早期発見に努める。

- ウ 生徒や保護者等がいじめに係る不安や悩みの相談を行うことができるように、教育相談週間の実施（学期に1回程度）や教育相談ポストの設置を行う。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用によるいじめの早期発見の体制の充実に努める。
- エ 学年教師集団の多角的な視野において、日常的に目を光らせ、気付いたことがあれば臨時学年会を開催し、情報共有と共通実践（指導）をする。
- オ 集団生活の意義や心得を、色々なきっかけごとに生徒集団に語り、誰もが安心して心地よく生活するために必要な配慮（相手の立場になって考える、気遣い）をしっかりと指導する。
- カ 生徒同士をしっかりと繋ぎ、結びつけ、関わり合いの中から学校を休んだ生徒や気になる生徒に積極的に働きかけ、いじめの未然防止、早期発見に結びつける。

(3) いじめの早期対応

- ア いじめの事案が発覚した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、「校内いじめ問題対策委員会」で協議し、速やかに事実関係の確認を組織的に行うとともに、事案の程度に応じて、その結果を市教育委員会に報告する。
- イ いじめの事実を確認した場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に考えるとともに、いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒関係者への指導と保護者への助言を継続的に行う。また、必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、いじめを受けた生徒の心のケアに努める。
- ウ 学校がいじめの事実を確認した場合において必要があると認めるときは、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った生徒に対して教室以外の場所（別室等）において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- エ 学校は、いじめの関係者間における争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。
- オ 学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、市教育委員会及び久留米警察署と連携して対処する。

(4) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

- ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者との連携のもと、プロバイダー等の業者に対し、削除を求めると必要な措置を講ずる。
- イ 具体的な対応に当たっては、必要に応じて法務局等の関係諸機関に協力を求めたり、生徒の身体、生命等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、警察に通報し、適切な支援を求めたりするなどの措置をとる。
- ウ 家庭におけるネットいじめへの理解や早期発見のために、ネット上のいじめに関する家庭用リーフレットの配布や「保護者と学ぶ規範意識育成事業」を活用した情報モラルに関する啓発の充実に努める。併せて、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

(5) 教員研修の充実

- ア 年度当初に、「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を活用しながら、いじめ問題についての早期発見・早期対応に関する共通理解を図るための校内研修会を実施する。

イ 夏季休業中等において、いじめ問題に関するケース会議や生徒理解の深化等の研修会を実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を講師に招聘し、教職員の実践的指導力の向上を図る。

ウ 「いじめの早期発見・早期対応の手引」の「教師自らを振り返るポイント」を活用して、いじめを見逃さないための教員自らの感性を豊かにするための自己評価を実施する。

エ 授業評価等を活用して、自らの言動が生徒にどのように受け止められているかを客観的に捉え直す機会を研修内容に位置づける。

オ 教員と生徒及び保護者との信頼に基づいた関係づくりや対応の在り方に関する校内研修会を実施する。

(6) 保護者・地域等への働きかけ

ア 保護者及び家庭における子どもの規範意識の育成を支援するために、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布、久留米市教育委員会相談窓口の周知、活用など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。

イ 家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめ問題への理解や早期発見の促進のために、家庭用リーフレットをPTAと協力して作成し、インターネットを通じて行われるいじめに関する内容の周知に努める。

ウ 県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進を図り、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を進めることに努める。

4 重大事態への対処について

いじめにより、生徒の心身、生命等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

(1) 重大事態が発生した場合、速やかに事態発生について市教育委員会に報告する。

(2) 市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案に対応する組織を設置する。

(3) 上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行う。

(4) いじめられた生徒又は保護者の希望により、並行して久留米市長及び市教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる生徒への心理的な負担を考慮しながら調査を実施するものとする。

(5) 学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。

(6) 当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。